

茨城県土木部発注の公共建設工事における建設リサイクル法に係る事務手続きの手引き
【改訂経過】

改訂年月日	改訂項目等
-------	-------

2012/3/15
2012/6/15

第1版（作成）
第2版（改訂）

法第12条第1項の規定による「請負予定者から発注者への重要事項の説明」については、説明書（様式第1号の2）とその添付資料（特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）別記様式第1号別表1から別表3）により説明を受けることとしているが、当該添付資料の部分については、平成22年4月1日付けで省令改正（様式の一部変更）があり、その際に、「工事着手の時期」欄が削除されている。

「工事着手の時期」は、法第12条第1項の規定により説明が必要な項目であることから、改正後の当該様式については、その備考欄を利用して「工事着手の時期」を記載することとし、その取り扱いを明確にするため、下記の部分を改訂（追記）した。

記

改訂した頁	内 容
P. 22	下欄に取り扱いを追記
P. 24-P. 26	各様式の備考欄に「工事着手の時期：」を追記
P. 31-P. 33 P. 38-P. 39 P. 45-P. 46	記載方法の解説に取り扱い等を追記

